

桜美林大学後援会規約

(名称)

第1条 本会は、桜美林大学後援会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、東京都町田市常盤町3758番地学校法人桜美林学園内に置く。

(目的)

第3条 本会は、桜美林大学(以下、「大学」という。)とその学生の家庭及び社会との関係を密接にし、大学の教育活動を支援するとともに、その発展に寄与することを目的とする。

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、大学在籍学生の保護者またはこれに準ずる者とする。

(資格の喪失)

第4条の2 会員は、以下に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員が保証する在学生在が卒業、退学等により大学に在学しなくなったとき。

(役員)

第5条 本会に以下の役員を置く。会長は大学長が任命する。副会長は、会長が指名し、大学長が承認する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内

(役員の任期)

第5条の2 役員の任期は1年とし、再任を可とする。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は会長任務を代行する。

(役員会)

第7条 本会に役員会を置き、役員をもって組織する。

(役員会の業務)

第8条 役員会の業務は以下のとおりとする。

- (1) 大学ホームページあるいは大学発行の「J. F. Oberlin Tokyo」に、会員に対する通知・報告等の業務を行うこと。
- (2) 役員・委員を大学と協議し、選任すること。
- (3) 事業計画を決定すること。
- (4) (3)に係わる事業について、大学と協議の上、必要とされる経費の申請をすること。
- (5) その他、本会の重要な活動方針を決定すること。
- (6) 役員は以下の書類を作成し、大学の承認を得た後、これを「J.F.Oberlin Tokyo」および大学ホームページに掲載し、これらの書類の要旨を全員に通知しなければならない。
ア. 事業計画

イ. 事業報告

- (7) 会計管理、口座管理を行うこと。
- (8) 規約の改廃、桜美林大学後援会旅費規程の改廃

(役員会の開催)

第9条 役員会は、適宜大学と協議し開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを開催することができる。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長の1人が、会長の指名または副会長間の互選によりこれに当たる。
- 3 役員会の議決は、役員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

(委員)

第10条 委員は役員と大学とで協議し、選任する。

- 2 本会の各支部に支部長または委員を置くことができる。
- 3 委員は各支部10名以内とし、大学が必要と判断した場合は、これを増員することができる。

(委員の任務)

第11条 委員の任務は以下のとおりとする。

- (1) 委員は、会長または大学の要請に応じ、会務をサポートする。
- (2) 委員は、役員が必要と判断した場合、役員会に出席することができる。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は以下のとおりとする。

- (1) 委員の任期は学生の入学年度より最長4年間とする。
- (2) 委員は、役員会の承認を得た場合には、在籍学生の在学期間が4年を超えた後も後援会に在籍を継続することができる。
- (3) 役員会は、後援会活動の目的や運営に照らして不適切と判断した場合には、任期途中であっても委員を解任することができる。

(事務局)

第13条 本会の事務局は学務部学生課が行う。

事務局長は学務部学生課 課長が行う。

(事務局の業務)

第14条 事務局の業務は以下のとおりとする。

- (1) 本会の会務をサポートする。
- (2) 役員会に出席し運営補助を行う。

(規約の改廃)

第15条 本規約の改廃は、大学と協議の上、役員会の決議による。

附則

- 附則 1 この規約は、平成8年4月1日から施行する。
- 附則 2 この規約は、平成9年4月1日から施行する。
- 附則 3 この規約は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 4 この規約は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 5 この規約は、平成15年6月7日から施行する。

- 附 則 6 この規約は、平成16年6月5日から施行する。
- 附 則 7 この規約は、平成16年9月4日から施行する。
- 附 則 8 この規約は、平成17年6月18日から施行する。
- 附 則 9 この規約は、平成18年4月22日から施行する。
- 附 則 10 この規約は、平成19年5月19日から施行する。
- 附 則 11 この規約は、平成21年5月16日から施行する。
- 附 則 12 この規約は、平成22年5月15日から施行する。
- 附 則 13 この規約は、2011年5月28日から施行する。
- 附 則 14 この規約は、2015年4月1日から施行する。
- 附 則 15 この規約は、2020年4月1日から施行する。
- 附 則 16 この規約は、2021年4月1日から施行する。
- 附 則 17 この規約は、2022年4月1日から施行する。
- 附 則 18 この規約は、2022年9月24日から施行する。
- 附 則 19 この規約は、2025年1月16日から施行する。